

「ゼロカーボンシティいわた」ロゴマーク使用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、磐田市域における温室効果ガスの排出量を削減し、更なる地球温暖化対策を推進するため、ゼロカーボンシティいわたのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に際し、遵守すべき事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 ロゴマークに関する知的財産権は、磐田市に帰属し、ロゴマークの使用を希望する協力事業者は、本規約に従う限りで、その使用が認められるものとする。

(使用者とその用途)

第3条 ロゴマークを使用できる者及び使用用途は以下のとおりとする。

- (1) ロゴマークを使用する協力事業者（以下「協力事業者」という。）は、磐田市が別に定める『ゼロカーボンシティ』に向けた協力事業者等応援事業実施要領に従うこととする。
- (2) 協力事業者は、投資家、従業員又は求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し、磐田市の協力事業者である事実を自社の企業情報として PR するためにロゴマークを使用することができる。
ただし、ロゴマークの使用に関する権利を、磐田市の同意なく、第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできない。
- (3) 報道機関は、当該事業の紹介や報道に必要な範囲で、ロゴマークを使用できることとする。
- (4) 磐田市は、本条第1項から第3項の規定に従うことなく、ロゴマークを使用できることとする。

(使用条件)

第4条 ロゴマーク使用者の使用条件は、以下のとおりとする。

- (1) 使用者は、ロゴマークを無償で使用できることとする。
ただし、市が使用を取り消した場合はこの限りではない。
- (2) 使用者は、以下に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできない。
 - ① 本規約第1条の趣旨に反するもの。
 - ② 提供する商品やサービスの販促を目的として、その品質を保証・担保するかの用に用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。
 - ③ 法令や公序良俗に反するもの。
- (3) 磐田市は、本規約に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の中止等必要な措置を取ることができることとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、別途定める「デザインマニュアル」に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、磐田市は使用者に対し、使用方法が使用基準等に当てはまらないと判断した場合は、使用の中止等必要な措置を取ることができることとする。

(責任の制限)

第6条 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(報告)

第7条 磐田市は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができることとし、使用者は、可能な限りこれに協力することとする。

(改定)

第8条 磐田市は、本規約を必要に応じて使用者等に事前の通知なく改定することができる。

附則

施行日：令和5年10月16日